

告 示

埼玉県告示第千四百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）SD・G5行田持田店

埼玉県行田市大字持田字油免二千二百二十外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 西小学校、忍中学校の通学路となっているので、常時、車両等の通行に充分配慮し、混雑時には交通整理員を配置する等、交通安全に留意すること。
 - ・ 周辺住民に配慮し、静音保持に努めること。
 - ・ 「行田市商工業振興条例」及び埼玉県が策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、商工会議所、商店会等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び経済団体等が行う各種事業に参加し、協力するよう努めること。
- また、店舗の清掃や警備、事務用品などの間接部門において、地域経済を活性化するため、行田市内の事業者との取引促進に配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十五年十月十五日から平成二十五年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター